明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十六年四月十九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十六年四月四日

兵庫県神戸市東灘区向洋町中六丁目九番地

日本データシステム株式会社

代表取締役　竹内　修

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である安鍾禎が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十六年四月四日

愛知県名古屋市中区丸の内一丁目一三番一号　株式会社ファーストマーケット

日本における代表者　安　鍾禎

限定承認公告

本籍東京都江戸川区南小岩三丁目四八一番地、最後の住所東京都江戸川区東小松川四―五六―一七秋谷合金寮

被相続人　亡　川島　一郎

右被相続人は平成二十五年十一月十四日死亡し、その相続人は平成二十六年三月二十六日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月四日

東京都江戸川区東小岩三―八―七

限定承認者　川島　はつ

限定承認公告

本籍長野県千曲市上徳間二一九一番地一、最後の住所本籍と同じ

被相続人　亡　稲垣　敬子

右被相続人は平成二十五年十二月五日死亡し、その相続人は平成二十六年三月二十五日長野家庭裁判所上田支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月四日

長野県千曲市上徳間二一九一番地一

相続財産管理人　稲垣　伸

限定承認公告

本籍三重県志摩市磯部町迫間六番地一、最後の住所愛知県一宮市天王二丁目八番五号

被相続人　亡　坂本　直紀

右被相続人は平成二十五年十二月十一日死亡し、その相続人は平成二十六年三月二十四日名古屋家庭裁判所一宮支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月四日

愛知県一宮市天王二丁目八番五号

相続財産管理人　坂本　祥江

名古屋市中区錦二丁目一九番一号名古屋鴻池ビル九階　右代理人弁護士　大島　真人

限定承認公告

本籍鹿児島県鹿児島市桜ケ丘六丁目三九番地三、最後の住所鹿児島市東谷山一丁目四六番一七号

被相続人　亡　寺尾　冬樹

右被相続人は平成二十五年七月二日死亡し、その相続人は平成二十六年三月二十五日鹿児島家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月四日

大阪府大阪市中央区南本町一―四―一〇ストークビル四階

相続財産管理人寺尾直樹

代理人弁護士　津田　浩克

限定承認公告

国籍韓国、最後の住所岡山県総社市中央一丁目一二番一四号

被相続人　亡　金村敏昌こと　金　勝利

右被相続人は平成二十五年十二月二十三日死亡し、その相続人は平成二十六年三月二十七日岡山家庭裁判所倉敷支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月四日

岡山県総社市中央一丁目一二番一四号

相続財産管理人　後藤　香

出資一口の金額の減少公告

当組合は、平成二十六年二月十四日開催の臨時総会において、出資一口の金額を十万円から一万円に減少することを決議しました。

この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当組合の直近の財産目録及び貸借対照表は当組合事務所に備え置いてあります。

以上、中小企業等協同組合法第五十六条の二第二項の規定により公告します。

平成二十六年四月四日

千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目六番一ＷＢＧマリブイースト

協同組合シー・ソフトウェア

代表理事　片山　健史

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十六年五月五日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十六年四月四日

東京都千代田区神田須田町二丁目二五番

株式会社イーストエッジ・パートナーズ

代表取締役　ジェーソン　ホルト

優先資本金の額の減少に係る事項の公告

金港町キャピタル特定目的会社（以下「本特定目的会社」という。）は、平成二十六年四月二十一日予定の取締役の決定に先立ち、資産の流動化に関する法律第百十条第二項の規定により公告いたします。

一、優先資本金の額の減少をする目的

本特定目的会社が利用可能な余裕資金（特定資産の売却、特定社債の発行代り金、特定目的借入れによる借入金等を含む。）をもってA号優先出資社員に早期に投下資本回収の機会を与えるため（以下、かかる本特定目的会社が利用可能な余裕金を総称して「現金余裕金」という。）。

二、優先資本金の額の減少をする要件

第３回特定社債及び第三回特定目的借入れの元利金支払債務その他第３回特定社債及び第三回特定目的借入れに関連する債務が完済された場合において、本特定目的会社の現金余裕金の範囲内で、取締役が決定する金額をもって優先資本金の額の減少を決定することを要件とする。

三、優先出資の消却の方法

A号優先出資の任意買入消却とする。

取締役が決定する優先資本金の額の減少額を、買入れを希望するA号優先出資社員の中からA号優先出資一口につき金五万円で任意買入消却する。本特定目的会社は、売渡希望者をつのるため、取締役の決定した優先資本金減少額及び任意買入消却する旨を、A号優先出資社員全員に書面で通知することとする。なお、法第百十条第二項の公告も行われる。

四、優先資本金の額の減少をする時期

上記二の判断なされてから六ヶ月以内の取締役の定める日に行う。

五、優先資本金の減少額又はその計算方法

金十万円

六、優先資本金の額の減少において消却する優先出資の種類及び口数又はその計算方法

消却する優先出資の種類はA号優先出資とし、その口数は金十万円を五万円で除した数とする。

七、優先出資の額の減少において消却に要する金額又はその計算方法

金十万円

八、各優先資本金の額の減少の対象となる優先出資の種類

優先資本金の額の減少の対象となる優先出資の種類は、A号優先出資とする。

平成二十六年四月四日

東京都港区虎ノ門三丁目八番二一号

金港町キャピタル特定目的会社

取締役　松澤　和浩

取消公告

平成二十六年二月二十五日（号外第三十七号）掲載の資本金の額の減少公告及び決算公告（枠組）中、資本金の額の減少公告のみ取消します。

平成二十六年四月四日

大阪市西区京町堀一丁目一四番二五号

株式会社インディペンデント・キューブ

代表取締役　細川　廣文

正誤

ページ	段	行	誤	正
二八四	一二	終りから一	技判　秀明	技判　浩明

◉号外　四月四日付第七七号六四ページ―ジ●同日付政府調達第六二号五六ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03(3587)4294
定価　一ヵ月二、六四二円（本体二、五二〇円）　本号一部　一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）